第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（フ）第３２６号
埼玉県熊谷市新堀1168番地４　メゾンジョウエイＢ102、旧住所埼玉県深谷市桜ケ丘177番地　エクセレント桜ケ丘202号
破産者　黒沢　　悠
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第８号
埼玉県羽生市南６丁目15番地７　サンビレッジＡ102
破産者　棚原　　憲
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３２６号
横浜市保土ケ谷区法泉３丁目16番１－５Ｄ号
破産者　小林　清美
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１９号
茨城県つくば市二の宮１丁目４番地17　チェリーヒル25　401号
破産者　長谷川　剛
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１９号
相模原市中央区星が丘１丁目９番２号　メゾン田中Ⅱ　204号室
破産者　甲斐　裕樹
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第８１号
相模原市中央区相模原１丁目６番16号　インベストメント相模原401
破産者　阿部　敏行
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５７号
佐賀県杵島郡白石町大字遠江240番地１
破産者　右田　陽子
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第４６号
熊本県合志市須屋2034番地45
破産者　嶋田　　親
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６７号
熊本県菊池郡菊陽町新山３丁目８番19号
破産者　野尻　博士
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２１号
鹿児島県肝属郡錦江町神川3445番地３、前住所鹿児島県鹿屋市西原１丁目23番４号
破産者　山王　大輔
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
鹿児島県肝属郡錦江町神川3445番地３、前住所鹿児島県鹿屋市西原１丁目23番４号
破産者　さんのうふぁーむこと　山王　典子
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第８１号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目10番３号　パールハイツ205
破産者　荒川美由紀（旧姓角舘）
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０号
岩手県奥州市水沢東中通り１丁目４番16号
破産者　及川　一夫
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第７６１号
宮城県富谷市一ノ関川又山２番地71
破産者　新城　　薫
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８４５号
宮城県柴田郡大河原町字新南30番地１　ファミール新南102号、従前の住所仙台市太白区富沢３丁目６番１－205号
破産者　井上　隆幸
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９７１号
宮城県塩竈市母子沢町12番13号　スズキアパート101号
破産者　小野　慎一
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第５１号
仙台市太白区中田４丁目７番26号
破産者　今野　幸恵
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第８８号
仙台市若林区六丁の目北町12番１－607号、従前の住所仙台市太白区鈎取４丁目18番５号
破産者　高橋　正治
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１０５号
宮城県岩沼市栄町１丁目８番26－101号
破産者　伊東　　伸（旧姓田中）
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係